

## 手数料確認表

### 1. 開発行為許可申請手数料（目的と開発面積による）

注 1ha=10,000㎡

「自己の居住用」 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1ha 未満	9,200 円	
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	23,000 円	
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	46,000 円	
	0.6ha 以上 1ha 未満	92,000 円	
	1ha 以上 3ha 未満	140,000 円	
	3ha 以上 6ha 未満	180,000 円	
	6ha 以上 10ha 未満	230,000 円	
	10ha 以上	320,000 円	
「自己の業務用」 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 料、旅館、結婚式場、店舗、工場、従業員の福利厚生施設、保険組合、共済組合が行う宿泊施設、学校法人が建設する学校、駐車場（時間貸など管理事務所のあるもの）	0.1ha 未満	14,000 円	
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	32,000 円	
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	70,000 円	
	0.6ha 以上 1ha 未満	130,000 円	
	1ha 以上 3ha 未満	210,000 円	
	3ha 以上 6ha 未満	290,000 円	
	6ha 以上 10ha 未満	360,000 円	
		10ha 以上	510,000 円
その他の場合 分譲住宅（長屋住宅）、賃貸住宅、社宅、学生下宿、工場が従業員に譲渡するための住宅、貸店舗、貸事務所、貸別荘、セコンドハウス	0.1ha 未満	92,000 円	
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	140,000 円	
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	200,000 円	
	0.6ha 以上 1ha 未満	280,000 円	
	1ha 以上 3ha 未満	420,000 円	
	3ha 以上 6ha 未満	550,000 円	
	6ha 以上 10ha 未満	710,000 円	
		10ha 以上	930,000 円

### 2. 開発行為変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。		
ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発面積)に応じ、「1.」項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額  【変更面積】            ha 【1. の額】                            円 × 0.1	+	
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号(注)までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発面積に応じ、上記「1.」に規定する額	+	
ウ その他の変更については、11,000 円	+	
<合計>		=
(930,000 円を超えるときは、930,000 円)		

注 都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項

①開発区域の位置、区域、規模、②建築物（工作物）の用途、③設計、④工事施工者

**※変更にかかる手続きについては、必ずご相談ください。**

### 3. 都市計画法第 43 条の規定に基づく建築等の許可申請手数料

0.1ha 未満	7,300 円	
0.1ha 以上 0.3ha 未満	19,000 円	
0.3ha 以上 0.6ha 未満	42,000 円	
0.6ha 以上 1ha 未満	74,000 円	
1ha 以上	100,000 円	

(裏面へ続く)

4. 都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 開発行為の目的が以下のいずれかに該当するもの ・主として、自己の居住の用に供する住宅の建築 ・主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築、開発面積が 1ha 未満であるもの ・自己の業務の用に供する特定工作物の建設であって、開発面積が 1ha 未満であるもの	1,800 円	
イ 開発行為の目的が以下のいずれかに該当するもの ・主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築であって開発面積が 1ha 以上のもの ・自己の業務の用に供する特定工作物の建設であって開発面積が 1ha 以上のもの	2,900 円	
ウ ア及びイ以外のもの	18,000 円	

5. 宅地造成工事許可申請手数料 (切土又は盛土をする土地の面積に応じて)

500 m <sup>2</sup> 以内	13,000 円	
500 m <sup>2</sup> 超、1,000 m <sup>2</sup> 以内	22,000 円	
1,000 m <sup>2</sup> 超、2,000 m <sup>2</sup> 以内	33,000 円	
2,000 m <sup>2</sup> 超、5,000 m <sup>2</sup> 以内	50,000 円	
5,000 m <sup>2</sup> 超、10,000 m <sup>2</sup> 以内	72,000 円	
10,000 m <sup>2</sup> 超、20,000 m <sup>2</sup> 以内	120,000 円	
20,000 m <sup>2</sup> 超、40,000 m <sup>2</sup> 以内	180,000 円	
40,000 m <sup>2</sup> 超、70,000 m <sup>2</sup> 以内	270,000 円	
70,000 m <sup>2</sup> 超、100,000 m <sup>2</sup> 以内	360,000 円	
100,000 m <sup>2</sup> 超	450,000 円	

6. 宅地造成工事計画変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。		
ア 宅地造成に関する工事に係る設計の変更(イのみに該当する変更を除く。)については、切土等の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土等の面積、切土等の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土等の面積)に応じ、「5.」に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額  【変更面積】 ha 【5. の額】 円 × 0.1		+
イ 切土等面積の追加にかかる設計の変更 追加される切土等の面積に応じ、「5.」に規定する額		+
ウ その他の変更については、11,000 円		+
<合計>		=
		(450,000 円を超えるときは、450,000 円)

※変更にかかる手続きについては、必ずご相談ください。